

## 6 本県独自基準検討の基本的な考え方

条例の制定にあたっては、現行の厚生労働省令に定める基準に加え、

- (1) 児童の安全・安心の確保
- (2) 処遇の向上

の2つの視点から、本県の実情、特性を考慮し「7 児童福祉施設における独自基準検討項目の概要(案)」及び「8 婦人保護施設における独自基準検討項目の概要(案)」に示す各項目について、新たに規定を設けることとしています。

## 7 児童福祉施設における独自基準検討項目の概要(案)

### (1) 児童の安全・安心の確保に関する規定

#### ① 非常災害時における備蓄用非常食等の確保

対 象：児童福祉施設共通

条例化の概要	施設は非常災害時における備蓄用として、非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない旨を規定。
趣 旨	施設における災害対応の強化を図る。

※児童厚生施設、児童家庭支援センターは除く

### (2) 処遇の向上に関する規定

#### ② キャリアパスの整備

対 象：児童福祉施設共通

条例化の概要	施設は職員に対し、その能力、資格、経験等に応じた適切な処遇を行うよう努めなければならない旨を規定。
趣 旨	職員の能力、資格、経験等に応じた適切な処遇を行うことにより、職員がやりがいを持って働き続けることができる職場環境の整備を促進する。

#### ③ 処遇の評価や改善の取組等の県への報告

対 象：児童福祉施設共通

条例化の概要	児童の処遇の向上に関する施策の推進を図るため、知事が別に定めるところにより、処遇の評価及び改善の取組等について報告を求めたときには、施設は協力しなければならない旨を規定。
趣 旨	県は、施設から報告を受けることにより、処遇の状況等を把握・分析し、処遇の向上に繋がる施策の推進を図る。

#### ④ 木材利用の推進

対 象：児童福祉施設共通

条例化の概要	木には、安らぎを与える効用や室内の断熱性、調湿性等の優れた性質が認められることから、施設整備において、木材の利用に配慮しなければならない旨を規定。
趣 旨	木の優れた特性が、児童の処遇に有効であることから、内装等の木質化を推進する。

#### ⑤ 食べることを楽しむことができる食事の提供

対 象：児童福祉施設共通

条例化の概要	施設は、旬の食材や郷土食を取り入れる等、入所者が食べることを楽しむことができるよう考慮した献立の工夫に努めなければならない旨を規定
趣 旨	食べることは単なる栄養の摂取だけでなく生活の質の維持・向上に寄与する重要な意義を持つため、季節等に合わせた旬の素材を活用した行事食・郷土食などを取り入れ、入所者が食べることを楽しむことができるよう意識した献立の工夫を施設に促すことにより、規則的な食事の摂取による児童の生活の質の維持・向上を図る。

※児童厚生施設、児童家庭支援センターは除く